

職員の懲戒処分について

令和 8 年 2 月 4 日付で、職員の懲戒処分を行ったので、鹿島地方事務組合職員の懲戒処分等に係る公表基準に基づき、下記のとおり公表します。

記

1 懲戒処分の事案の概要

当該職員は、年次休暇を全て取得後、体調不良により出勤できないと訴えたことから、医療機関を受診し医師の診断を受けるように指導したが受診せず、令和 7 年 12 月 9 日午後 2 時 30 分から午後 5 時 15 分までの期間、正当な理由なく勤務を欠いたもの。

2 被処分者

消防本部消防課 消防司令 53 歳 男性

3 懲戒処分の種類及び内容

戒告

地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 2 号該当

4 懲戒処分年月日

令和 8 年 2 月 4 日

5 消防長のコメント

全体の奉仕者である公務員として到底許されるべき行為ではなく、公務員としての信用を著しく失墜させ、また、国民の生命、身体及び財産を保護することを職とする消防職員全体の名誉を大きく損なうものであり、公務員倫理の徹底と住民の皆様からの信頼回復に向け全力で取り組んでまいります。